

会則施行細則

第一章 会 員

- 第1条 本会の正会員となるにはその施設の所属する日赤薬剤師会ブロック薬剤師会を通して入会を申込み当該年度の本会会費を納入する。この場合ブロック薬剤師会は入会申込者の氏名、勤務施設名、所属、職名、出身校、卒業年度、就職年月日を本会に通知する。
- 第2条 前条の入会通知を受けたときは、即時本会会員名簿に記載し、通知を受理した日を以って入会日とする。
- 第3条 正会員は氏名、勤務施設、所属、職名等に変更を生じたときは、ブロック薬剤師会を経て本会に届けなければならない。
- 第4条 正会員が脱会しようとするときは、氏名、勤務施設名、所属職名及び退会の理由を記して、ブロック薬剤師会を経て本会に届けなければならない。この場合退会通知を受理した日をもって退会日とし、即時本会会員名簿より抹消する。
- 第5条 本会の会費は、ブロック薬剤師会か、その所属する正会員より徴収し、納入会員名及びその勤務する施設名を附記し納入期限4月末日までに取りまとめて本会に納入するものとする。
- 第6条 本会の特別会員となるには、ブロック薬剤師会を通じて入会を申込み、当該年度の本会特別会費を納入する。
- 第7条 前条の特別会員申込通知を受理したときは、正会員の場合に準じた処理を行うものとする。
- 第8条 2019年4月1日までに委嘱された名誉会員は、その名誉を称え、終身委嘱し、会費の納入を必要としない。2019年4月1日以降は、本会に顕著な功績のあったものに対しては、功労者表彰を行うことのみとし名誉会員の委嘱は行わないこととする。
- 第9条 特別会員はブロック薬剤師会及び本会の主催するブロック会議、研修会、講演会並びに総会に出席できるが表決には参加できない。
- 第10条 名誉会員は本会の主催する研修会、講演会並びに総会に出席できるが表決には参加できない。

第二章 顧 問

- 第11条 正会員以外の顧問には必要に応じて理事会の承認を得て謝礼を贈呈することができる。
- 第12条 正会員以外の顧問は本会の全ての会議には出席できるが、表決には参加できない。

第三章 理事会

- 第13条 本会は会務を円滑に運営するために、理事会をおく。
- 第14条 理事会は、会則に定められた案件を審議し決定することができる。その際、理事会は会議の記録を作成しなければならない。

第四章 会務執行部会

第 15 条 本会は会務執行のため、会務執行部会をおく。

2 会務執行部会は、会長、副会長および会長指名理事、会務執行部各担当を以って組織し、必要に応じ、ブロック理事等を招聘する。

3 会務執行部会には次の担当をおく。

総務担当 会務の管理処理、事業計画、庶務、渉外、表彰、会員の増減、異動、親睦、調査検討等に関する事項

会計担当 会計に関する事項

広報担当 広報、会員名簿に関する事項

3 担当理事、担当者は会長が委嘱する。

第 16 条 会務執行部会は、必要に応じて常務を検討し、理事会にて提案を行う。

2 会長は緊急を要する事項で理事会を開く時間のない時は会務執行部会の議決を以って代えることが出来る。但し、爾後の理事会の承認を要するものとする。

3 会務執行部会会議の記録を作成して、各理事に報告しなければならない。

第五章 専門委員会

第 17 条 本会は会務を円滑に運営するために必要な調査、研究機関として次の専門委員会をおく。

2 専門委員会は会員の研修、講習等の企画立案を分掌する。

3 専門委員会の種類

担当事項

○学術委員会

1. 薬剤部門委員会

医療安全、人的支援・人材育成に関する事項

2. 研究推進委員会

学術技術発展に伴う調査研究及び論文執筆支援

3. 血液センター部門委員会

血液センター業務に関する事項

○薬剤業務委員会

1. 薬事に関する医療制度等諸問題の調査改善刷新に関する事項

2. 薬剤師の地位向上に関する事項

○医薬情報委員会

1. 情報伝達に関する事項

2. 薬剤情報収集等に関する事項

○災害救護委員会

1. 災害救護に関する事項

2. 災害救護に関する情報の収集と分析

4 上記委員会のほかに必要に応じて理事会又は会務執行部会の承認を経て、特別委員会をおくことができる

第 18 条 専門委員会は委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名をもって組織し、会長が委嘱する。

2 委員は正会員より委嘱する。但し必要あるときは会員外より委嘱することができる。

3 委員長は委員会を主宰する。副委員長は委員長を補佐し必要あればその職を代行する。

第 19 条 特別委員会の組織運営に関しては、専門委員会に準じる。

第 20 条 各委員会の委員長は記録を作成し、会長に報告しなければならない。

第 21 条 委員長は会長の要請により会務執行部会、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。

第 22 条 各委員会の解散、発足については、理事会又は会務執行部会の承認を得ることを要する。

- 2 大規模な災害や感染症の流行等の緊急事態においては、会長・担当副会長・委員長の協議により、予定している委員会の中止、延期、メールや WEB 審議への切り替え等を決定することができる。なお、緊急的な判断であることや財務状況を鑑み、当会では、いかなる理由においても参加者の旅費等に対する補償は、一律行わないこととする。

第六章 ブロック薬剤師会

第 23 条 ブロック薬剤師会の地区区分は下記の通り定める。

北海道ブロック 北海道

東北ブロック 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東部ブロック 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県

中部ブロック 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、長野県、静岡県、三重県

近畿ブロック 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県

中・四国ブロック 鳥取県、島根県、山口県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県

九州ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第 24 条 ブロックのブロック代表理事、理事はブロック薬剤師会が選出した理事 2 名の互選によって決め、会長が委嘱する。

第 25 条 ブロック代表理事の要請により本部役員をブロック薬剤師会の会議等に派遣することが出来る。派遣役員は会長が指名し、旅費は本会の負担とする。

第 26 条 ブロック薬剤師会は会議の記録を作成して、本会に報告しなければならない。

この章に定めるもののほか、ブロック薬剤師会の運営に関し必要な細則はブロック薬剤師会において定める。

第七章 功 労 者

第 27 条 日赤薬剤師会に顕著な業績のあった功労者を、退職時に表彰する。ただし、再雇用制度を適用した場合は、その時点で表彰する。(今後は時代の変化に応じ理事会にて検討する)

第 28 条 功労者の推薦について、その基準を定める。

- 2 功労者の推薦基準として、以下の役職を点数評価する。但し、点数は任期 1 年間のものとする。役職が重複している場合は、最も点数の高い役職を評価する。
再雇用制度適用者は、原則として役職を委嘱することを避け、功労者としての評価はしない。

役職名	点数
会長	5点
副会長	4
理事	3
監事	2
執行部役員	2
委員会委員	2

- 3 前項の評価において、20点以上の評価を得たものについて理事会に諮り、理事会が推薦する。
- 4 本条の運営は総務が行う。

第八章 会長選出法

- 第29条 総務は総会の60日前までに、会長立候補の届出期日及び届出先などの必要事項を日赤薬剤師会ホームページに等に公示しなければならない。
- 2 候補者になろうとする者または推薦を受ける者（推薦者はブロック理事に限る）は、総会30日前までに立候補届（様式1）、履歴書（様式2）、ブロック理事の推薦書（様式3）の書類を総務あてに提出しなければならない。
 - 3 総務は前項の書類の審査を行い、不備がなければ候補者として総会20日前までに日赤薬剤師会ホームページに等に公示しなければならない。
 - 4 立候補または推薦を辞退しようとする者は、総会の7日前までに総務あて辞退届（様式4）を提出しなければならない。

第30条 候補者が1名の場合は総会の承認をえなければならない。
候補者が複数名いる場合、総会にて選挙を行う。

第31条 総会30日前までに立候補または推薦を受ける者がいない場合は、総会当日各ブロック理事1名、計7名の選考委員を指名する。

選考委員は総会前の全国理事会等にて選出する。

- 2 選考委員は合議にて委員長を選出する。
- 3 選考委員は協議にて会長候補者を選出する。

第32条 選考委員が選出した候補者は総会にて選考委員長より報告し、総会の承認を得なければならない。

第九章 細則の変更

第33条 この細則の変更は理事会の承認を受けて行う。

附 則

1. この会則施行細則は2020年4月1日より施行する。